

## 議案第 49 号

### 北本市職員定数条例の一部改正について

北本市職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成 23 年 8 月 29 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

### 北本市職員定数条例の一部を改正する条例

北本市職員定数条例（昭和 38 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項各号に掲げる職員のうち、休職を命ぜられた職員、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項（同法第 292 条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣している職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員及び北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 40 号）第 2 条の規定により団体に派遣されている職員は、職員定数から除外するものとする。

### 附 則

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。